新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その48:日本からの入国禁止措置の再開/スウェーデン国内の段階的な制限の解除)

令和3年9月17日

(ポイント)

- 9月20日(月)より、日本からスウェーデンへの入国禁止措置が再開されます。
- 9月29日(水)より、スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策が更に緩和されますが、引き続き感染にご注意ください。
- 日本政府による水際対策の強化は継続しています。

(本文)

- 1 日本からの入国禁止措置の再開
- (1) スウェーデン政府による日本からスウェーデンへの入国禁止措置に関しては、6月14日に解除されていましたが、9月20日(月)から、再び入国禁止措置が適用されることになりました。これにより、入国禁止措置の免除事由がない場合には、日本の住民が日本からスウェーデンに入国することはできなくなります。現在のところ、入国禁止措置は10月31日まで適用されることとなっています。
- (2) 第三国の国民(EU/EEA諸国以外の国民)であっても、スウェーデンに滞在許可を有する者、住民登録されている者、EUのデジタル COVID 証明書所持者(※日本のワクチン接種証明書とは異なります。)等については、異なる規制が適用されます。

詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。

●9月20日からの入国規制(スウェーデン政府プレスリリース(英語))

https://www.government.se/press-releases/2021/09/amendments-to-the-entry-ban-for-people-travelling-to-sweden-from-certain-countries-outside-the-eueea/

●9月20日からの入国規制(スウェーデン政府プレスリリース(スウェーデン語))

https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2021/09/andringar-i-inreseforbudet-for-personer-som-reser-till-sverige-fran-vissa-lander-utanfor-euees/

- 2 スウェーデン国内の段階的規制緩和
- (1) スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策による規制は、5段階に分けて解除される 計画になっていますが、9月29日から4段階目に移行します。主な内容は以下に関する制限の 解除です。
 - ア コンサート、サッカーの試合その他のイベントの参加者数の上限規制
 - イ レンタルスペースを用いた私的集会の制限
 - ウ レストランにおける着席サーブに関する制限
 - エ 営業時間や1団体の規模に関する制限
 - オ 在宅勤務の推奨
- (2)制限に関する政府の計画の最後に当たる5段階目については、まだ予定日が明確にされていません。手指衛生、社会的距離の確保、有症状者の自宅待機等、個人の責任に重点を置いた制限はまだ解除されていません。引き続き新型コロナウイルスの感染にご注意ください。

詳細は、公衆衛生庁公式サイト等をご確認ください。

● 9月29日からの感染症対策(スウェーデン公衆衛生庁公式サイト(スウェーデン語)) https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiy/2021/september/ma

https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2021/september/manga-restriktioner-tas-bort-den-29-september/

●9月29日からの規制緩和(スウェーデン政府プレスリリース(英語))

 $\verb|https://www.government.se/articles/2021/09/more-restrictions-to-be-removed-from-29-september/\\$

●9月29日からの規制緩和(スウェーデン政府プレスリリース(スウェーデン語))

https://www.regeringen.se/artiklar/2021/09/fler-restriktioner-tas-bort-fran-och-med-den-29-september/

3 日本国政府は、日本への入国が認められた場合の検疫の強化を引き続き継続しています。9月17日現在、日本政府はスウェーデンを上陸拒否対象国に指定し、特段の事情がある場合を除き外国人の上陸を拒否しているほか、日本人を含む全ての入国者・帰国者について、出国前72時間以内に採取した検体を検査した陰性証明書の提出及び入国時の検査が求められています。

詳細は、出入国在留管理庁公式サイト、内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室公式サイト及び 厚生労働省公式サイト等をご確認ください。

- ●新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について(出入国在留管理庁公式サイト) http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html
- ●水際対策強化措置に係る新たな措置(令和3年9月17日現在)(内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室公式サイト)

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwakyouka_area_20210917.pdf

●検査証明書の提示について(厚生労働省公式サイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

4 これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館 HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●世界保健機関(WHO)

https://www.who.int/health-topics/coronavirus

●1177番(スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/

- ●スウェーデン警察公式サイト
- ○入国規制 (英語)

https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/travel-to-and-from-sweden/

○入国規制 (スウェーデン語)

https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/

○Q&A (英語)

https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/faq/

○Q&A (スウェーデン語)

https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/fragor-och-svar-om-det-tillfalliga-inreseforbudet/

●スウェーデン外務省 (渡航制限、スウェーデン語)

https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/

●内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

https://corona.go.jp/

- ●厚生労働省
- ○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- ●法務省
- ○新型コロナウイルス関係

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html

○出入国在留管理庁(海外からの入国)

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00151.html

●外務省

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に関する措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

TEL: +81-(0)3-3595-2176 (日本語、英語、中国語及び韓国語に対応)

【その他の問い合わせ先】

在スウェーデン日本国大使館

TEL: +46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX: +46-(0)8-661-8820

H P: http://www.se.emb-japan.go.jp/